



幼保小の架け橋期の教育の充実

——子ども学科と児童教育学科の学びをつなぐ試み

1.

はじめに

2017年に公示された、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下「3要領・指針」という。）においては、小学校教育との円滑な接続を図るよう努めることが示され、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を10項目に整理している（以下、「10の姿」）。また、小学校学習指導要領においては、持続可能な社会の創り手として必要な資質・能力の育成が強調され、こちらでも、各学校段階の接続を図ることが明記されている。

小学校就学前の子ども達に注目すると、現代社会の少子高齢化や人口減少、社会や経済情勢の大きな変化などにより、子ども達の成長等に地域や家庭による格差が生じている。また、外国にルーツがある子どもや障害がある子どもなど、特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応が増えていることなど、課題も生じている。

国は、2021年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会に、「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」を設置し、さらに幼児教育と小学校の接続については「幼保小の接続期の教育の質的向上に関する検討チーム」を設置し、2022年6月に「幼保小架け橋プログラムの実施に向けての手引き」や「同参考資料」を示した。ここでいう「架け橋期」とは、幼稚園、保育所、小学校という異なる施設類型や学校種にまたがる5歳児から小学校1年生6歳児までの2年間に焦点を当てて称したものとされている。2023年2月には、同委員会から「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」(以下、「審議取りまとめ」)が公表され、具体的に目指す方向や手立てが

明確に示された。

このことを受けて、本研究ではまず、幼児期及び幼保小接続期の教育に関する法令等を整理する。次に、「架け橋期」とされる2年間の教育が目指す方向性等について、明らかにする。さらに、本学における子ども学科と児童教育学科におけるカリキュラム等から、架け橋期の教育についての合同活動の可能性を探る。学生が「子どもの健やかな成長」という同じ目標に向かい共に取り組み、ウェルビーイング実現の視点を持つことが出来る指導開発を目指すことを目的とする。

2.

幼保小接続期の教育に関する 主な法令等の変遷

幼稚園教育要領は、1956年から幼稚園の教育課程の基準を大綱的に定め、保育所保育指針は、1965年から保育所のねらいや保育実施に関わる事項や運営に関する事項を定めている。特に、3歳以上の保育に関する教育の面は、幼稚園教育要領との整合性が図られてきた。幼児期の子どもの学びや生活の充実などのために、両者とも改訂を重ねている。表1では、法令等も含めてその主なものを整理した。2006年に改正された教育基本法で、幼児期の教育は、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」とされ、義務教育の目的も明示された。続く2007年の学校教育法改正では、幼稚園を各学校種の最初に規定し「義務教育及びその後の教育の基礎を培う」とした。2008年改訂の小学校学習指導要領では、幼児期の教育と相互に留意する旨が定められ、生活科を中心とした合科的・関連的な指導を明記している。以降の幼小接続の円滑な在り方(報告)、2012年子ども・子育て関連3

表1 幼保小接続期の教育に関する主な法令等

年	法令等の名称	内容
1947年	小学校学習指導要領 策定	小学校における教育課程の基準を大綱的に定めたもの。1989年の改訂で、幼児教育との関連を考慮し、低学年において活動や体験を重視した新教科「生活科」を新設。
1956年	幼稚園教育要領 策定	幼稚園における教育課程の基準を大綱的に定めたもの。
1965年	保育所保育指針 策定	保育所保育における基本の考え方や保育のねらい及び内容など保育の実施に関わる事項や運営に関する事項を定めたもの。
2006年	教育基本法 改正	幼児期の教育「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」、義務教育「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う」と明示。
2006年	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 成立	幼児期の教育及び保育が人格形成の基礎を培う重要なもの、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもに対する教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることから、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育や保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じた。認定こども園制度創設。
2007年	学校教育法 改正	幼稚園を学校教育の始まりとし、小学校以降の教育と発達や学びの連続が明確になるよう、各校種の最初に規定。「義務教育及びその後の教育の基礎を培う」ものとして、目的及び目標を明確化。
2008年	幼稚園教育要領 改訂 保育所保育指針 改定 小学校学習指導要領 改訂	幼児期の教育と小学校教育の接続で、相互に留意することを定め、小学校では、生活科を中心とした合科的・関連的な指導を行うなど工夫することを明示。
2010年	「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」文部科学省	学びの芽生えである幼児期から自覚的な学びの児童期への円滑な移行を図ること。幼児期から児童期に求められる教育、幼小接続における教育課程編成・指導計画作成上の留意点、幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の具体的な姿（参考例）を明示。
2012年	子ども・子育て関連3法 成立	幼児期の保育・教育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを明記。認定こども園が学校・児童福祉施設としての法的な位置づけであること等を示した。
2015年	幼保連携型認定こども園教育・保育要領 策定	幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めたもの。内閣府・文部科学省・厚生労働省により2014年共同告示、2015年施行。
2017年	3要領・指針 改訂・改定 小学校学習指導要領 改訂	1. 育みたい資質・能力を「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力の基礎」「学びに向かう力、人間性等」と明示。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確化。3歳以上の保育の教育的側面について、3要領・指針での整合性が図られた。 2. 幼児期の教育から小学校教育に円滑に移行できるように「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関連を考慮することを明示。「幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと」とされ、スタートカリキュラムの編成・実施に関わる規定。2018年「発達や学びをつなぐスタートカリキュラム～スタートカリキュラム導入・実践の手引き～」を国立教育政策研究所から発行。
2022年	こども基本法 成立	「次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる」社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進。
2023年	こども家庭庁 発足	文部科学省との連携を図りつつ、「全ての子供が格差なく質の高い学びへ」と接続できるよう、幼児期及び架け橋期の教育の充実に取り組む。

法の成立、2022年のこども基本法成立など詳しくは表1を参照されたい。

3.

架け橋期の教育の充実

上記の審議取りまとめでは、今後の方策として以下の6点が挙げられている。

まず、「1. 架け橋期の教育の充実」では、3要領・指針及び小学校学習指導要領に基づき、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ることが求められるとしている。幼保小が協働して、「10の姿」等を手掛かりとし、架け橋期のカリキュラムを作成すること、そして、小学校1年生の修了時期を中心に、共に振り返り、架け橋期の教育目標や日々の教育活動を評価するといったPDCAサイクルを確立することが、さらにそれぞれの教育の充実へとつながっていく。

「2. 幼児教育の特性に関する社会や小学校等との認識の共有」では、幼児期における遊びを通した学びの教育的意義や効果について広く共有を図ることの重要性について述べられている。幼児教育の特性とは、子どもが遊びを中心として、頭も心も体も動かして、主体的に様々な対象と直接かかわりながら総合的に学んでいくとともに、遊びを通して思考を巡らし、想像力を発揮し、自分の体を使って、友達と様々なことを学んでいくことである。しかしながら、幼児教育は、いわゆる早期教育や小学校教育の前倒しと誤解されるなど、社会や小学校等において、正しい認識が十分に共有されているとは言い難い状況にあるため、保護者や地域住民等に対しても、幼児教育の特性についてわかりやすく伝え、理解の促進を図っていくことが肝要であるとされる。

「3. 特別な配慮を必要とする子供や家庭への支援」では、幼保小だけでなく、母子保健、福祉、医療等の関係機関同士の連携強化により、障害のある子どもや外国籍等の子ども等への切れ目ない支援を実施していくことが必要とされている。

「4. 全ての子供に格差なく学びや生活の基盤を育むための支援」では、特に幼児教育施設が中心となり、幼稚園

や保育所等の幼児教育施設に通っていない未就園児も含めて、様々な体験が得られるよう、子どもの学びの場への参加を推進したり、その保護者に対する子育て支援を充実したりすることの重要性についてまとめられている。

以上4点以外に、地方自治体における推進体制の構築、幼児教育施設における人材確保や労働環境の改善を含む「5. 教育の質を保障するために必要な体制等」の整備、「6. 教育の質を保障するために必要な調査研究等」の推進により、幼児教育や幼保小接続の分野における、データやエビデンスに基づいた政策形成を行っていくことの必要性について挙げられている。

4.

幼児教育の特性に関する認識の共有を図る—自治体の取組—

2023年3月に国立教育政策研究所は、「幼児からの育ち・学びとプロセスの質に関する研究」を公表した。その第5章第2節小学校の幼保小連携・接続に対する取組の状況で、6歳児調査(小学校1年生)と7歳児調査(小学校2年生)での担任教師による回答の結果から次のことが示された。研修参加については、6歳児調査回答の729名のうち、研修に「参加した」のは133名(18%)、「参加していない」は576名(79%)、「その他」が20名(3%)。また、研修の方法については、6歳児調査の研修参加の133名のうち、「公開授業・保育・観察参観」62名、「講演」が48名、「講演・グループワーク」が55名、「実技」が8名。この調査は、コロナ禍に行われているので、その影響で開催や参加自体が少ない可能性も考えられる。さらに、幼保小連携・接続の達成状況についての設問では、6歳児調査回答の717名のうち、「できていない」104名(14%)、「要録のみ受領」が279名(39%)、「ある程度できている」が312名(44%)、「よくできている」が22名(3%)となっている。なお、スタートカリキュラムの作成実施状況は、6歳児調査で回答した704名のうち「作成し各教科で実施していた」225名(32%)、「作成し一部の教科で実施していた」190名(27%)、「作成できていなかった」289名(41%)となっている。調査の考察で述べ

られているが、教師の幼保小の連携・接続の捉えは肯定的だが、スタートカリキュラムという制度的な形は、まだ十分に位置づけられてはいないことが分かる。

2020年3月の東京都中央区教育委員会と中央区福祉保健部から公表された「幼児教育と小学校教育における接続をさらに深めるために～相互理解を生み出すための取組～」には、連携の実際として、次の6事業が挙げられている。①保幼小連絡会、②保幼小地区別合同研修会、③保幼小連携推進委員会、④交流活動、⑤保育実習（保育士、幼稚園教諭が互いの職場で実習を行い、幼児教育としての見地を広げるもの）、⑥合同研修会。年間を通して計画的に開催されていて充実がうかがえる。

また、2023年1月には「練馬区幼保小連携に関する実態調査（概要版）」が、教育振興部教育施策課から公表された。この調査は、2022年9月から10月に実施され、私立幼稚園32、私立保育所110、認証保育所11、区立幼稚園3、区立保育所60、区立小学校65の計281からの回答結果を分析している（公立園、学校は100%回答）。この中で興味深いのは、「今後実施、継続したい取組はありますか（複数回答）」の一番多い回答は、「園児・児童の状況についての情報交換」で233、「5歳児、小学校1年生担任による教育内容等についての懇談会」155が続いている。「幼保小連携に係る取組全般で、円滑に実施するために教育委員会に取り組みでほしいことはありますか（複数回答）」では、「幼保小連携研修会の充実」139である。スタートカリキュラムを編成・実施している小学校は約60%で、編成や取組事例紹介や支援を半分以上の小学校が必要としていることが回答結果から分かる。大変、貴重な調査である。

2023年9月の中野区教育委員会ホームページには、「中野区就学前教育の連携推進の取組」という欄に、事業が6つ挙げられている。①「保育園と幼稚園と小学校との連絡協議会」の開催・運営、②「中野区就学前教育プログラム改訂版（理論編）と（実践編）」の普及活動、③「合同研究」の運営、④「中野区連携教育通信」の発行、⑤「運動遊びプログラム」の普及、⑥その他「『身体測定』について」である。特に「中野区連携教育通信」は年間6号発行され、先進的な取組等を各園や学校、また区民にも知らせている。

ここに挙げた自治体の例は、ほんの一部に過ぎない。それぞれの地域状況等によって、取組が異なるのは当然だが、「架け橋期」の子どもをどのように育てるか考え実践する施策を、行政が積極的に推進することが重要である。

5.

子ども学科と児童教育学科の学びをつなぐ

(1) 架け橋期の学びに関わるカリキュラム

①子ども学科

第一筆者（荒牧）の担当科目において、架け橋期における子どもの発達及び保育・教育に関する理論や実践等について取り上げているのは、主に以下の3科目である。1つ目は「発達心理学」であり、子どもの特性や学びの過程、保育・教育実践にかかわる発達理論等の心理学的知識を習得することを目的としている。2つ目は「教育心理学」であり、子ども理解のために必要となる、発達、学習、集団・適応、評価の各領域に関する諸理論について学ぶとともに、集団や個に応じた教育・保育の実践に必要な知識の獲得をねらいとしている。また、乳幼児期の遊びを通した学びの特徴だけでなく、小学校以降の学校教育における「個別最適な学び」「協働的な学び」「主体的・対話的で深い学び」とのつながりについても取り上げている。そして、3つ目に「子どもと性格」が挙げられる。ここでは、3要領・指針で明示されている、0歳から18歳までを見通した「資質・能力」（知識・技能／思考力・判断力・表現力等／学びに向かう力・人間性等）について学ぶ。そして、「10の姿」を手掛かりとしつつ、乳幼児期における「資質・能力」が、総合的な活動としての遊びや生活を通して、どのように育っていくのかについて理解を深めることを目的としている。

②児童教育学科

児童教育学科の科目で、幼児教育との関連内容を取り上げているものは、主に表2のとおりである。幼児期と児童期の心身の発達について理解することは、小学校教

表2 架け橋期の学びに関わる児童教育学科の科目

科目	内容
生涯発達心理学	幼児期は、遊びを中心として、外界世界との直接的なかかわりを通して、言語、社会性、体力など様々な力を総合的に獲得していく重要な時期であること、児童期には、1年生から6年生の間に、段階的に活動の幅や対象が広がり、さらに発達を促進されることを解説している。
身体発達とスポーツ	身体、機能、心を胎児～青年期までを生理学的観点から取り扱って指導している。
生活	生活科が5歳、6歳の発達段階に即した活動や体験を中心とした内容になっていることや、幼児期との接続を重視して、スタートカリキュラムを作成することが必要であることを解説している。
初等教科教育法(体育)	幼児教育と1,2年生の内容とのつながりを体育科の視点から取り扱っている。
初等教科教育法(生活)	幼児期の学びや育ちから生活科の特質ができてきていること、「幼児教育の終わりまでに育てほしい姿」の内容やスタートカリキュラムの作成手順等を指導している。

員には必須のことであるので、それぞれ資料等の根拠を明確にしなが、具体的な子どもの姿や活動がイメージできるように指導を工夫している。

以上、本学においては、子ども学科では保育者養成、児童教育学科では小学校教員養成といったそれぞれの機能・目的に準拠したカリキュラムに従って、架け橋期の子どもたちの発達や教育について学んでいる。審議取りまとめでは、幼保小の協働による架け橋期のカリキュラムを作成していくにあたり、幼保小の相互理解を図ることの重要性が指摘されている。また、それを実現するためには、幼児教育施設又は小学校の教育内容等を伝え合うだけでなく、相手の教育内容や指導方法を理解するなどの必要があるとされている。こうした取組は、養成校での学びにおいても、非常に重要な意味を持つと言える。そこで、以下、具体的な活動の試案について述べる。

(2) 互いの学びをつなぐ活動の計画(試案)

①子ども学科における活動

参加者は、「子ども学専門セミナーA・B」を受講している第一筆者(荒牧)のゼミ所属の3年生である。まず、文献講読及びディスカッションを中心とした授業を実施し、具体的な事例の紹介なども交えながら、「10の姿」について理解する。その上で、実際に保育現場を訪れ、5歳児クラスの様子を見学するとともに、保育者へインタビューを行う機会を設ける。例えば、「10の姿」の1つとして「協同性」が挙げられるが、これは「友達と関わる

中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したり、充実感をもってやり遂げるようになる」こととされている。特に5歳児クラスでは、こうした子どもたちによる主体的な活動も増えていくので、保育者はどのような意図をもって、それらを援助しているのか等について学びを深める。そして、こうして得られた知見は、学生同士が話し合いによって整理をして、架け橋期における保育・幼児教育の特徴や意義について重要なポイントをまとめる予定である。

②児童教育学科における活動

ここでは、特に第二筆者(小宮山)が担当している「初等教科教育法(生活)」を取り上げる。受講しているのは、3年生の学生である。まず、生活科創設の経緯から調べる。1989年に生活科として新設されるまで、小学校入門期の子どもたちが具体的な活動や体験を通して学ぶ発達特性から、その指導内容を具体的かつ合科的に取り扱うことについて、約20年をかけて検討されたことを理解する。また、3要領・指針を資料として、幼児期の育ちについて調べる。「(10の姿)」から、小学校入門期の子どもが持つ力や可能性について具体的なイメージをもつことができるようにする。そして、「発達や学びをつなぐスタートカリキュラム」の作成手順や計画例等を参考にし、入学式翌日から2週間ほどの指導計画を、生活科を中心に合科的総合的に考えてスタートカリキュラムを作

成する。

③ ①②を踏まえた両学科の学生による交流・勉強会の実施

各学科における取組を踏まえ、「架け橋期における教育の充実」をテーマに、両学科合同の交流・勉強会を実施する。まず、それぞれの学生が保育者及び小学校教諭の視点に立ち、子ども学科からは「5歳児クラスの子どもの姿と保育実践」、児童教育学科からは「小学校入門期を支えるスタートカリキュラムの重要性」について、プレゼンテーションを行う。その上で、「架け橋期の子どもたちの育ちや学びを支える上で、双方に求められることや課題となることは何か」についてディスカッションを行い、さらに理解を深めていく。

6.

おわりに

以上、「幼保小の架け橋期の教育の充実」について、現在までの国の施策や自治体での取組、そして、本学の子ども学科及び児童教育学科における学びについて整理をした上で、両学科での学びをつなぐ試みについてまとめた。こうした取組を通して、保育者及び小学校教諭を目指す学生双方の学びの相互理解が進むとともに、さらなる学習意欲の向上への一助となることを願う。

付記

本論文は、3、5(1)①、5(2)①・③、6を荒牧、1、2、4、5(1)②、5(2)②を小宮山が担当し、分担執筆したものである。

引用・参考文献

中央教育審議会初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会 (2023) 「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」
https://www.mext.go.jp/content/20230308-mxt_youji-000028085_2.pdf (2023年9月29日閲覧)

国立教育政策研究所 (2018) 『発達や学びをつなぐスタートカリキュラム スタートカリキュラム導入・実践の手引き』学事出版。

国立教育政策研究所 (2023) 『幼児期からの育ち・学びとプロセスの質に関する研究〈報告書第1巻〉「幼児期からの育ち・学びに関する研究」』

https://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/pdf_seika/r05/r050425-02_honbun2.pdf (2023年9月28日閲覧)

内閣府・文部科学省・厚生労働省 (2013) 「子ども・子育てに関する3法について」

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/s-about.pdf> (2023年9月4日閲覧)

東京都中央区教育委員会・中央区福祉保健部 (2020) 「幼児教育と小学校教育における接続をさらに深めるために相互理解を生み出すための取組から～」

<https://www.city.chuo.lg.jp/documents/4846/2-1-4-3youji.pdf> (2023年9月27日閲覧)

東京都中野区教育委員会 (2023) 「就学前教育の連携推進の取組」

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/654600/d021716.html> (2023年9月27日閲覧)

東京都練馬区教育委員会教育振興部教育施策課 (2023) 「練馬区幼保小の連携に関する実態調査(概要版)」

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kosodatekyoiku/kyoiku/gakko/yohosho/youhosyo-renkei.files/r4dai2kaisiryoku04.pdf> (2023年9月27日閲覧)